

令和6年度

宇佐市農業委員会
第4回(7月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第4回定例総会会議録

令和6年8月5日(月)午前9時30分より宇佐市役所本庁2階23会議室において会長が第4回(7月)定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 6番 久保田 昭廣 会長

1番 川野 峰志 委員	2番 阿部 善浩 委員	3番 池田 雅彦 委員
4番 信國 和徳 委員	5番 辻 勝 委員	7番 安倍 隆司 委員
8番 今仁 俊朗 委員	9番 司城 慶三 委員	10番 永岡 卓巳 委員
11番 清祐 義人 委員	12番 牧野 金生 委員	13番 宮田 文昭 委員
14番 吹上 和子 委員	15番 筈口 芳人 委員	16番 植松 好子 委員
18番 後藤 寛治 委員	19番 山末 隆一 委員	

欠席委員

17番 小野 公博 委員

事務局

久保事務局長、松成農政係総括、木原農地係総括、農地係庄部主任

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案 第17号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案 第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案 第19号 非農地証明願について
議案 第20号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

報告 第14号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告 第15号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の
解約通知について
報告 第16号 2a未満の農業用施設用地への転用の届出について

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から令和6年度第4回7月の定例総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は19名中18名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、久保田会長にお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。

(あいさつ)

それではこれより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、議事録署名委員は、10番 永岡 卓巳 委員、11番 清祐 義人 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の庄部主任を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第16号を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。

議案第16号3条許可申請は9件で、地区毎の内訳は、宇佐地区1件、2筆、1,533㎡、駅川地区2件、6筆、6,693㎡、四日市地区2件、2筆、878㎡、安心院地区3件、4筆、8,285㎡、院内地区1件、2筆、620㎡ となっています。

2ページをお開きください。

議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和6年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

3ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は規模拡大のため農地を取得するもので、贈与による所有権移転です。

宇佐地区は以上です。

4ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

譲渡理由は高齢のため労力不足、譲受理由は規模拡大のため農地を取得するもので、売買による所有権移転です。

駅川地区は他1件、計2件、6筆、6,693㎡ です。

5ページをお開き下さい。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

譲渡理由は高齢のため労力不足、譲受理由は規模拡大のため農地を取得するもので、売買による所有権移転です。

四日市地区は他1件、計2件、2筆、878㎡ です。

6ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

親から子への贈与による所有権移転です。

安心院地区は他2件、計3件、4筆、8,285㎡ です。

7ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

譲渡理由は労力不足、譲受理由は営農開始のため農地を取得するもので、売買による所有権移転です。

院内地区は以上です。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
長洲・宇佐地区審議会を令和6年7月31日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名全員、農地利用最適化推進委員6名中5名出席のもと開催いたしました。
議案第16号について、宇佐地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
駅川・四日市地区審議会を令和6年8月1日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名全員、農地利用最適化推進委員13名全員出席のもと開催いたしました。
議案第16号について、駅川地区2件、四日市地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
安心院・院内地区審議会を令和6年7月30日午前10時より、安心院地域複合支所視聴覚室において、農業委員7名全員出席、農地利用最適化推進委員11名中10名出席のもと開催いたしま

した。

議案第16号について、安心院地区3件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第17号を議題に供します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第17号4条許可申請は1件で、地区毎の内訳は、宇佐地区1件、3筆、1,812㎡となっています。

8ページをお開きください。

議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」農地法第4条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和6年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

9ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】

共同住宅2棟を建築することを目的とした転用ですが、このうち住宅1棟については既に建築が完了しています。申請人からは、このことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第17号について、宇佐地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。

なお、宇佐地区番号1は始末書が添付された追認案件となっておりますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第18号を議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第18号 5条許可申請は4件となっています。
地区ごとの内訳は、長洲地区1件、5筆、1,246㎡、駅川地区2件、2筆、656㎡、安心院地区1件、2筆、812㎡ となっています。

10ページをお開きください。
議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」
農地法第5条第1項及び第3項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。
令和6年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

11ページをお開きください。
長洲地区です。

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】
売買による所有権移転です。
宅地分譲用地2区画への転用ですが、既に一部を自身が経営するアパートの敷地として利用しています。譲受人からは、このことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。
立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

12ページをお開きください。
駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】
売買による所有権移転です。
一般住宅用地としての転用で、自己住宅を建築する計画です。
立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】
売買による所有権移転です。
建売住宅1棟を建築する計画です。
立地基準としては、水道管と下水道管が埋設された道路の沿道の

区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね500m以内に教育施設と医療施設があることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

13ページをお開きください。
安心院地区です。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。

駐車場用地としての転用で、譲受人が経営する事業に伴う車両20台分の駐車場を整備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第18号について、長洲地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。なお、長洲地区番号1は始末書が添付された追認案件となっておりますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果に

ついてご報告します。

議案第18号について、駅川地区2件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第18号について、安心院地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第19号を議題に供します。それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第19号非農地証明願は、13件で、地区ごとの内訳は、
宇佐地区1件、1筆、598㎡、駅川地区2件、4筆、924㎡、四日
市地区6件、8筆、1,629㎡、安心院地区2件、3筆、2,195㎡、
院内地区2件、3筆、1,103㎡となっています。

14ページをお開きください。

議案第19号「非農地証明願について」

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。

令和6年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

15ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

昭和46年頃より宅地として利用しているものです。

宇佐地区は以上です。

16ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

昭和62年11月4日に農地法第4条の許可を得た後、貸家を建築して利用していましたが、未登記のため証明願を行うものです。

駅川地区は他1件、計2件、4筆、924㎡ です。

17ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

昭和35年頃から山林化しているものです。

四日市地区は他5件、計6件、8筆、1,629㎡ です。

19ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

平成元年頃から山林化しているものです。

安心院地区は他1件、計2件、3筆、2,195㎡ です。

20ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

平成元年頃から山林化しているものです。

院内地区は他1件、計2件、3筆、1,103㎡ です。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農

地化しており、農地への復旧が困難であること、及び、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。
以上で議案第19号の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第19号について、宇佐地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第19号について、駅川地区2件、四日市地区6件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
議案第19号について、安心院地区2件、院内地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり証明書を発行す
ることに決定いたしました。
次に、議案第20号を議題に供します。事務局より説明をお願い
します。

事 務 局 21ページをお開きください。
議案第20号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見に
ついて」
農用地利用集積等促進計画(案)を別紙のとおり策定するた
めに、農地中間管理機構より、農地中間管理事業の推進に関する法
律第18条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会
の意見を求める。
令和6年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

22ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表(借受分) 朗読】

詳細につきましては、23ページ以降のようになっております。
こちらは、農地中間管理機構が土地所有者である貸手から農地を
借受ける内容です。
これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員
会の意見を聴くものとされています。

43ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表(貸付分) 朗読】

詳細につきましては、44ページ以降のようになっております。
こちらは、先程の借受分で農地中間管理機構が借受けた農地を今
度は、農地中間管理機構から担い手へ貸し付ける内容です。

71ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表(所有権移転分) 朗読】

詳細につきましては、72ページ以降のようになっております。
こちらは、農地売買等支援事業により、農地中間管理機構が売り
手から農地を買い入れ、買い入れた農地を担い手に売り渡す内容

です。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。
ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第20号について、長洲地区、宇佐地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第20号について、駅川地区、四日市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
議案第20号について、安心院地区、院内地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第20号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり承認しました。
以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。
報告第14号から16号を一括して事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、一括してご報告させていただきます。
76ページをお開き下さい。

報告第14号「農地法第3条の3の規定による届出について」
農地法第3条の3及び同法施行規則第19条の規定による届出につ
いては受理したので、ここに報告する。

令和6年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は77ページからの11件がございました。

地区毎の内訳は、長洲地区1件、3筆、2,860㎡、宇佐地区2
件、12筆、16,657㎡、四日市地区2件、6筆、2,468㎡、安心
院地区4件、19筆、13,114㎡、院内地区2件、22筆、18,231
㎡となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認で
きましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

85ページをお開き下さい。

報告第15号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解
約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知が
あったので、ここに報告する。

令和6年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は86ページからの22件がございました。

地区毎の内訳は、長洲地区1件、1筆、1,424㎡、宇佐地区5
件、5筆、8,491㎡、四日市地区16件、143筆、214,284㎡
となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め
完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしま
した。

102ページをお開き下さい。

報告第16号「2a未満の農業用施設用地への転用の届出につ
いて」

農地法施行規則第29条第1号（農業用施設用地）として転用の届
出があったので、ここに報告する。

令和6年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は103ページの2件がございました。

地区毎の内訳は、四日市地区2件、2筆、212㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。農地法施行規則第29条の規定により農地の転用の制限の例外となっており、許可を要しない案件でありますので、申請内容等確認し、事務局で受理通知を交付いたしました。

以上で報告第14号から16号の説明を終わります。

議 長 ただ今の報告第14号から第16号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
その他の件について、発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、事務局から連絡事項等があればお願いいたします。

事 務 局 来月8月の令和6年度第5回定例総会は、9月5日木曜日、午前9時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしておりますので、よろしく申し上げます。
なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議 長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第4回定例総会を閉会いたします。

午前10時10分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、署名する。

令和6年8月5日

議 長 久保田 昭廣

署名委員 永岡 卓巳

署名委員 清祐 義人

議長と署名委員の自筆署名については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名した原本については、事務局で保管しています。